

K-ETAについて

日本を含むビザ免除の対象国籍の方は、出発72時間前までに電子渡航認証（K-ETA）の申請が必要となります。
チェックイン時にビザまたはK-ETAの確認を行います。

K-ETAの場合は申請結果の承認画面（スクリーンショットや印刷でも構いませんが、
パスポート情報がすべて表示されている画面）をご提示ください。

①観光、親戚訪問、各種行事や会議参加、商用などの目的（営利目的を除く）で大韓民国に無査証入国を希望するK-ETA対象国家（地域）国民は必ず事前にK-ETA許可を受けなければなりません。→[現在の対象国はこちら](#)

②K-ETA審査時間は一般的に72時間ほどかかりますが、状況によって（国別受付件数の増加、申請者の状況）72時間以上かかることがありますので、十分な時間的余裕（1~2ヶ月）をおいて申請してください。

③誤った情報で申請完了後は修正できず、再申請が必要です。また、最終許可を受けてもパスポートと一致しない誤った情報を記載した場合、航空機および船舶搭乗ができません。必ず最終決済前に入力した情報を再確認してください。

④K-ETA許可を受けた後、パスポートの再発行、人的事項が変更された場合は、既存の許可有効期間に関係なく、再度申請して許可を受けなければなりません。

K-ETA申請サイト（英語・韓国語のみ）



K-ETA記入方法（日本語）
観光会社のホームページ



K-ETAについて
観光会社のホームページ



乗船されるお客様へのお願い

当面の間、以下のように対応させていただきます。予告なく変更になる場合もありますので、事前に必ずご確認ください。
到着後、下船をするまでには通常よりお時間がかかります。入国後に乗り継ぎなどをされる場合はご注意ください。

【日韓共通】

当社の運送約款及び各国の水際対策（検疫対応）に基づき、以下のいずれかに該当する場合は乗船いただけませんので予めご了承ください。

①乗船当日37.0度以上の発熱・せき・倦怠感などの体調が優れない方

②解熱剤・風邪薬・痛み止めなどを使用している方

③新型コロナウイルス感染症の隔離期間中または濃厚接触者に該当する方

※上記に該当する方が乗船された場合は、入国手続きの長時間化、それに伴う折り返し便の欠航等が発生する場合があります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

▽下記の出入国手続は空港と異なりますのでご注意ください▽

【韓国入国時】

・日本を含むビザ免除の対象国籍の方は、出発 72 時間前までに電子渡航認証（K-ETA）の申請が必要となります。大阪港でのチェックイン時にビザまたは K-ETA の確認を行います。

・釜山港の検疫に「質問票」の提出が必要となります。チェックイン時に内容を確認します。

※現在、釜山港はQ-CODEに対応していません。12月頃導入予定。

【日本入国時】

・**Visit Japan Web**によるWebによるファストトラックの申請が必要になります。事前審査済（青色画面）のお客さまのみ乗船いただけます。（関係機関との調整により）

※アプリの画面はキャプチャーしたものは認められません。

（Visit Japan Web は入国審査と税関申告は別途書類の記入が必要です。大阪港は検疫のみ対応しています）

・ファストトラックの申請は、チェックイン 24 時間前までになります。

（関係機関との調整により）

※ファストトラックの審査には時間を要するため早めの申請をお願いします。

・有効なワクチン接種証明書（3回接種済）または出国前72時間以内の検査証明書（陰性）が必要となります。

※韓国でチェックインをする際にVisit Japan Webの画面が青色になっていることを確認いたします。

・有効なワクチン接種証明書または陰性証明書の書類も必ずご準備ください。

但し、親に同伴する子どもについては免除される場合があります。

*スマートフォンをお待ちでない等のやむを得ない場合は、QRコード画面を印刷した紙を提示してください。

